

第67回（平成30年6月29日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席いただいております。

また、新保専門委員に御出席いただいております。新保専門委員は、委員会に初めての御出席となりますので、私から簡単に紹介をさせていただきます。

新保専門委員でございますが、情報法学の研究者でいらっしゃいまして、国内外の個人情報保護法制に精通していらっしゃいます。専門委員として、海外における個人情報保護法制をめぐる学会でございますとか実務界の最新の動向につきまして、御調査をいただいているところでございます。

それでは、新保専門委員から一言御挨拶を頂きたいと存じます。新保専門委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○新保専門委員 専門委員の新保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

専門は、憲法、情報法でありまして、最近は人工知能、AIをめぐる問題、ロボットをめぐる問題などを含め、ロボット法というものを専門といたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○的井総務課長 新保専門委員、ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいま御挨拶いただきました新保専門委員は、総務課長からの紹介とご自身の紹介から明らかなように、情報法、憲法が専門であります。情報法学は私が日本で提唱した学問分野ですけれども、その専門の研究者でありまして、委員会との関係では、国際関係の専門事項について調査を行っていただいております。紹介することは多々ありますが、今日は省かせていただきます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、第67回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、国際的なプライバシー専門家等との意見交換の結果について、新保専門委員と石井企画官から、説明をお願いします。

○新保専門委員 では、専門委員の新保より、国際的なプライバシーに関する専門家等との意見交換の結果について、御報告をさせていただきたいと思っております。

最近の個人情報の取扱いにつきましては、国境を越えた個人情報の流通も日々増大しているという状況がありますけれども、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータの流通が円滑に行われるための環境整備ということが非常に重要になっております。そのような状況に鑑みまして、当委員会では関係機関との協力関係の構築等に積極的に取り組んでいる状況であります。

小職は、本年2月に専門委員に任命されて以来、学識経験を有する者を含む国際的なプライバシー及び個人情報の保護に関する専門家等との意見交換を行っておりまして、海外の動向を把握するとともに、我が国の個人情報保護法及び当委員会についての正しい理解の促進を図ってまいりました。本日は、本年の上半期における小職の活動報告として、こ

これらの意見交換における相手方の発言のうち、注目すべきものを紹介させていただきたいと思っております。

意見交換につきましては、本年3月に米国のワシントンD.C.において行われました国際会議であるIAPPグローバルサミットに参加した機会を捉えまして、また、本年5月に当委員会へ専門家が来訪した際に事務局の協力を得て実施した次第であります。

その際活発な意見交換を行った中で、様々な意見を頂きまして、とりわけ個人情報保護委員会が設置されたということについては非常に大きな注目をもって各国の関係者からも意見を頂いておりますけれども、これらの意見はおおむね国際的な視点から見た個人情報保護法制の在り方、GDPRを取り巻く状況、アジア圏の動向、それからCBPR、日本に対する評価・要望等に分類することができるかと思えます。

この中から特に注目に値する発言を二、三、紹介させていただきたいと思っておりますけれども、まず、世界のプライバシー及び個人情報の保護に関する法制度につきましては、事前に規制をする事前規制型と、事後的に救済をする事後規制又は事後救済型に大きく分類されることが多いと考えられております。この意見交換における発言においては、そのような事前規制又は事後救済型の制度が存在しておりますけれども、重要なのは、そのような制度のどちらが優れているのかという議論ではなく、個人情報適正に取り扱われて、かつ安全に管理されているという、その動機付けをいかにして行うかという発言が見受けられました。

また、GDPRにつきましては、我が国の国内においても大変大きな反響がありますけれども、このように非常に注目されている一方で、決して大騒ぎをするべきではないという発言がありました。つまり、各国同様の状況でありますので、当面、様子見が妥当ではないかという発言は注目すべき点かと思えます。

今回、意見交換を実施した中では、我が国及び当委員会の活動に対しましては、好意的な意見、期待する意見が非常に多く見られたと思えます。とりわけ改正個人情報保護法に基づき当委員会が設置されて、実際に活動を開始しているということにつきましては、各国でも非常に大きな注目を集めております。そのような状況におきまして、今後の当委員会における活動については、非常に多くの期待が寄せられていることが意見交換においても明らかになったところであります。

とりわけEUとの間で現在、相互認証に向けた取組を行っているところでありますけれども、アジア太平洋地域においてCBPRを推進するというユニークな立場にあるものとして注目を集めたところもございまして、そのようなEUとの相互認証という観点からの取組だけでなく、アジア太平洋地域における取組についても、当委員会は非常に期待されているところであります。とりわけCBPRを推進するという取組については、今後大きな期待をされているところであります。

なお、EU、アジア太平洋地域において、このような様々な取組を行うに当たって、今後も双方の取組を推進することが重要と感じられたというところが、この意見交換におけ

る主な発言であります。

なお、私の肩書といたしまして、海外ではインターナショナルな、アカデミックな意見交換を目的とした専門委員の立場として、今回情報交換をさせていただきましたけれども、そのようなアカデミックな立場での意見交換というものについても、データ保護機関の役割としては非常に重要ではないかということも意見としていただいたところを付け加えさせていただきますと思います。

このほか詳細につきましては、事務局より説明を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、石井企画官、お願いします。

○石井企画官 事務局より補足をさせていただきます。

まず、国際的な視点から見た個人情報保護法制の在り方といたしまして、新保専門委員から御紹介を頂きましたもののほかに、こちらは米国系の意見でございますけれども、データの自由な流通があくまで原則であり、個人情報の保護というのは例外であるという意見がございました。かつ、例外も自由な裁量に基づくのではなく、国際的な水準に従ったものであるべきであり、それゆえに、これは発言をされた方がということですが、政府間の対話への積極的な参画を志向しているというような発言が注目されるものとしてございました。こちらは、今日、いわゆるデータローカライゼーションの政策が採用される場合も見受けられるところでもありますけれども、そういったところを意識した発言と見られます。

それから、GDPRを取り巻く状況に関しましては、GDPRにおきましては従前のデータ保護法に加えて、様々な新しい規制が導入されておりますけれども、そういったものについて、解釈・適用の基準が必ずしも明確ではないため、データ保護機関も当面は執行しにくいのではないかといった意見がございました。こちらも含めて、当面は様子を見ることが妥当ではないかという意見と思われまます。

それから、アジア圏の動向につきまして、アジアという地域の特性につきまして、欧州でも米国でもなくというのは、先ほど新保専門委員から御紹介のありました事前規制型、事後救済型というものを意識した発言と思われまますけれども、そのどちらでもない、また複雑な地域であるという紹介がありまして、制度の統一化ではなく同質化を目指すのが適切であるといったような発言が注目をされたところでございます。

EUでは、プライバシーにつきまして基本的人権、憲法上の権利として位置付けられているけれども、アジアの幾つかの国はそうではなく、セキュリティの観点から個人情報の保護を捉えているため、全ての国で「個人の権利」という認識が共通しているわけではないということが、この発言をされた方の調査の結果分かったというような発言もございました。

C B P Rに関しては、更なる推進のために何が必要かというような観点での発言が目立

ちました。取得企業を増やす方法といたしまして、CBPRと、欧州の越境移転の仕組みの一つである拘束的企業準則の認定を得た事業者やプライバシーマークの取得事業者の間にインセンティブがあってもよいというような意見、また、クロスボーダーの認証システムについては、ポジティブな可能性を有するものの課題もあるというような意見もございます。それから、CBPR認証を受けた会社の子会社にCBPRの認証効果を拡大するというのも、一考に値するのではないかとといったような意見も見られました。

最後に、日本に対する評価・要望につきましては、先ほど新保専門委員から御紹介のありましたとおり、非常に好意的な意見が多くございましたけれども、1つ、日本とEUとの間で今、行っております対話につきましては、法的収束、先ほど御紹介した同質化と同じ概念ですけれども、この観点からも大変意義深い、興味深いといったような意見もございました。また、欧州におきましては、欧州データ保護会議がGDPRの適用開始に伴いまして設立をされましたけれども、それが設立された後も、当委員会としては、欧州データ保護会議だけでなく、これを構成する個々のデータ保護機関とそれぞれ接点を持っておいたほうが望ましいといった意見もございました。その他、コミッショナー会議等のイベントで当委員会が主催する企画に協力をしたいという意見、個人情報保護委員会の取組が素晴らしいといったような意見、日本は高いレベルで個人情報を保護しつつ、ビジネスも促進する存在として非常に参考になるといったような意見が見られたところでございます。

今後も、新保専門委員には、国際的なプライバシー専門家等との意見交換を積極的に行っていただければと考えております。

私からは以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

個人情報保護委員会といたしましては、海外において、当委員会に相当する機関であるデータ保護機関との間での連携というのは非常にとりやすいのだろうと思っております。しかし、プライバシーや個人情報の保護に関しましては、データ保護機関だけではなく、学識経験者や実務家が与える影響も非常に大きく、彼らとも適切に連携することが重要であろうと考えておりますので、今後とも積極的に推進していただければと考えております。

以上であります。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御報告ありがとうございました。とても参考になる情報がたくさんあったのではないかと思います。

個人情報の国境を越える流通については、皆様御承知のように飛躍的に増大しております。一方で、世界の個人情報の保護に関する制度は世界一様ではなくて、いろいろな違い

が起こってきているのが現状かと思えます。産業界の方々とお話をして、どう対応したらよいか分からないというような意見も多く聞こえてくるところであります。まさに変革期であると思えます。

このような状況の中で、今、御説明いただきましたように、海外の関係者の方々とアンテナを張りつつコミュニケーションを重ねていく、相互理解を深めていくというのはとても重要なことだと思いますし、加えて、我が国の制度の正しい理解の促進にもつなげていければと思います。

当委員会についての見方も、今、御紹介いただきましたけれども、我々委員も常日頃からそのようなことを心がけていきたいと思えます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいま加藤委員と宮井委員から御発言がありましたが、引き続き学識経験者や実務家との意見交換を積極的に進めていきたいと思えます。それによって、相互理解をますます広げ、また深めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

次に、議題2、国税庁（受付事務）の全項目評価書について、まず、福西企画官から説明をお願いします。

○福西企画官 番号法等により、行政機関等の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルにつきまして、重要な変更を加える際にも同様とされています。

今回、国税庁が実施する国税関係（受付）事務につきましては、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成30年5月30日付け官公2-21にて、国税庁から当委員会に対して当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容につきまして、議事運営規程第8条の規定に基づき、国税庁の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ただいまの福西企画官の説明にありましたとおり、国税庁の職員に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、国税庁から御説明をお願いします。よろしく申し上げます。

○国税庁 国税庁では、平成26年度に承認されました「国税関係（受付）事務 全項目評価書」と「国税関係（賦課・徴収事務） 全項目評価書」に基づき、平成28年1月から個人番号を利用しております。今回、特定個人情報の取扱いに変更が生じることから、「国税関係（受付）事務 全項目評価書」についての評価の再実施を行うことといたしました

ので、その内容について説明させていただきます。

まず、6 ページ目の「(別添1) 事務の内容」をご覧ください。国税庁では、国税関係(受付)事務の一環として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)内に利用者ごとに設けられましたメッセージボックスへ各種お知らせを格納しております。このたび、世界最先端IT国家創造宣言工程表において、オンライン申請等データやお知らせ情報をマイナポータルにおいて確認可能とすることとされたことから、国税庁におきましても、平成31年1月以降、e-Taxのメッセージボックスにお知らせが格納された旨をマイナポータルに連絡・表示することを予定しております。

e-Taxからマイナポータルへお知らせ情報を連絡するためには、まず、国税総合管理システム(KSKシステム)経由で地方公共団体情報システム機構に対し、連絡する対象者の個人番号を提供して、個人番号対応符号の提供依頼を行います。その結果、地方公共団体情報システム機構から、情報提供ネットワークシステムへ住民票コードが提供され、情報提供ネットワークシステムにおいて個人番号対応符号を生成し、e-Taxに個人番号対応符号が提供されることとなります。その後、個人番号対応符号を利用して、マイナポータル利用者の特定及びフォルダ開設の有無を確認し、開設がある場合は該当のフォルダにお知らせ情報の通知を行うこととなります。

e-Taxからマイナポータルに連絡することに伴う評価書の変更は、主に次の3点になります。まず、個人番号対応符号の取得及びe-Taxからマイナポータルへの連絡は、これまでe-Taxと接続していなかった情報提供ネットワークシステムに接続して行うことになるため、「I 基本情報」の他のシステムとの接続に情報提供ネットワークシステムを追記したほか、「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に情報提供ネットワークシステムに接続することに伴うリスク対策を追記しております。

次に、地方公共団体情報システム機構に対する個人番号対応符号の提供依頼をKSKシステム経由で行うことになるため、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムにKSKシステムを追記しております。

最後に、今回、新たにe-Taxにおいて個人番号対応符号を保有することになるため、「II 特定個人情報ファイルの概要」に記録される項目や、入手元等に個人番号対応符号に関することを追記しております。

以上が今回の主な変更内容の説明になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 御説明どうもありがとうございました。

今の御説明の中にも一部含まれていたかとは思いますが、今般、マイナポータルとe-Taxを利用している納税者へお知らせを通知するという一方で、その際、誤った相手にお知らせを通知しないためのリスク対策について、改めて少し丁寧に御説明いただけ

ればと思います。よろしくお願いいたします。

○国税庁 e-Tax からマイナポータルにお知らせを送る対象者につきましては、本人確認を完了した者ということにしています。具体的に申しますと、6 ページの図がありますが、左下のオレンジのところ（4）⑤というのがあると思います。申告を収受してからの流れの中でということになるのですが、地方公共団体情報システム機構に対しまして、個人番号に紐づく基本4情報の照会をシステムで行います。その照会結果と、当庁で管理している納税者情報を突合しまして、住所、氏名等の情報が完全に一致した者についてのみ対象とするということで、そこが一致しなければ個人番号対応符号の提供依頼そのものを行わないとしております。

○大滝委員 どうもありがとうございました。

○堀部委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ただいま御説明いただきました内容をはじめとするリスク対策につきましては、確実に実行するとともに、不断のリスク対策の見直しを行っていただきまして、よりよい体制整備に努めていただきたいと思います。

また、今般、初めて情報提供ネットワークシステムに接続するに当たりまして、評価書に記載されているとおり、リスク対策を実行する必要がありますので、職員に対しては、実務に即した教育・研修を確実に実施していただくことが重要であると思います。その点、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑応答はこれまでとしまして、本評価書については、説明内容を踏まえまして審査を進めることといたします。

本日は御出席いただき、ありがとうございました。御退出ください。

（国税庁出席者退出）

○堀部委員長 引き続き、福西企画官から説明をお願いします。

○福西企画官 ただいま国税庁のほうから概要を御説明いただきまして、質疑応答していただきましたが、今回、国税庁（受付事務）の評価書につきましては、情報提供ネットワークを利用したマイナポータルに係る変更のみであり、評価実施機関、リスク対策というものを評価書に追加しないということですので、並行して事務局で評価書について審査を進めてまいりましたので、引き続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性につきまして、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審査を頂ければと思います。

○堀部委員長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2-2に基づきまして、審査表の御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、目次がございますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「国税電子申告・納税特定個人情報ファイル」では、入

手、使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策につきまして、適切に記載されているかどうかを審査いたしまして、いずれも問題は認められない、または該当なしとしています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきましては、15ページをご覧ください。主な考慮事項（細目）の74番では、誤った相手にお知らせを通知しないためのリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしています。

所見といたしましては、厳格な本人確認が完了した個人番号をもとに、情報提供ネットワークシステムに対し個人番号対応符号の取得要求を実施すること、個人番号とe-Taxの利用者識別番号で管理されたお知らせ情報を正しく紐付けること等が具体的に記載されているとしています。

続きまして、16ページ上段の「総評」をご覧ください。これまでの主な考慮事項におきまして、いずれの審査結果も問題は認められない、または該当なしということでしたので、総評として次の3点を記載しております。（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。（3）として、誤った相手にお知らせを通知しないためのリスク対策につきまして、具体的に記載されているとしています。

続きまして、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項の案としまして4点記載しています。（1）として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。（3）として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。（4）として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、取扱部署での手順を含め、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しています。

精査結果の主な内容の御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

御質問、御意見がありませんので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、「国税関係（受付事務） 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局では、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表で



きるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

○福西企画官 国税庁に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしくお願いします。

次に、議題3、厚生労働省（労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務）の全項目評価書について、福西企画官から説明をお願いします。

○福西企画官 番号法等により行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるところです。また、当該特定個人情報ファイルにつきまして、重要な変更を加えようとするときも同様とされているところです。今般、厚生労働大臣が実施いたします労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務につきましては、対象人数が10万人以上30万人未満、取扱者数が500人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要になります。

今般、平成30年5月29日付け基保発0529第2号におきまして、厚生労働省から当委員会に対しまして、当該事務についての全項目評価書が提出されたところです。評価書の内容につきまして、議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省の職員に御出席を頂き、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ただいまの福西企画官の説明にありましておき、厚生労働省の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。全項目評価書の概要につきまして、厚生労働省から御説明をお願いします。

○厚生労働省 どうぞよろしくお願いいたします。お手元に配付させていただいております資料3-1、評価書番号2の評価書名「労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務 全項目評価書」が今回、提出させていただいたものでございます。本評価書は、2年前の平成27年4月6日の第42回本委員会において御審議を頂戴しまして、既に一定の御承認を頂いて、これにより運用をしているところでございますが、今般、当方、労働者災害補償保険法による保険給付等との併給調整のため、個人番号を用いて情報連携を行う宛先に国家公務員共済組合、地方公共団体共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、いわゆる3共済を加えることと、さらに情報提供等記録開示システム、マイナポータルへの情報提供を行うという、この2点を追加するために評価を頂くこととなったものでございます。

変更箇所について中心に御説明させていただきたいと思いますが、6ページに「（別添1）事務の概要」として、模式図を提供させていただいております。

この下の記載で備考欄に、少し細かい字になって恐縮でございますが、下から18行目に

当たりますけれども、「日本年金機構、3共済への情報提供の流れ」と書いてございます。ここは従前のものは、日本年金機構への情報提供の流れとだけ書いてあったのですが、今般、3共済というものを追加させていただいております。

そして、その下の項目「(オ) 情報連携に係る事務(情報提供を行う場合)」、「日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公共団体共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済という。）」という部分を追加してございます。

その下、①、②、③、④の手続も、全て「3共済」という字句を追加させていただいております。これが変更箇所 の1点目でございます。もう一点目はその下に当たりますけれども、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルへの情報提供の流れということで、この部分を追加しております。情報提供に係る事務として、マイナポータルからの労災年金に係る自己情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供するというので、プロセス①から③に従って提供し、自分の情報を確認するという仕組みになってございます。この部分が今回の追加事項でございます。

変更箇所はここがメインなのですが、本評価書の中の11ページ、「特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。）」と書いてございますけれども、これは従前のものには、提供先1から始まって、次の12ページ、提供先3までだったところに、今回の提供先4、共済組合等(3共済)を加え、さらに、12ページの下段になりますけれども、提供先5、情報提供等記録開示システムを付け加えておるところでございます。

したがって、先ほどの模式図、備考欄のとおり書き加えたところと、今回の提供先の4番、5番を追加しているというものでございます。

いずれの情報提供も、情報提供ネットワークシステムを経由して行われ、既に御承認いただいておりますスキームと同様に必要なセキュリティーを十分に確保した上で行ってまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 懇切丁寧な御説明をありがとうございます。大変よく分かりました。

私からは、評価実施機関における個人情報に関する事故の再発防止の観点についてお聞きしたいと思います。平成27年度に特定個人情報保護評価の実施以降、労働基準監督署、公共職業安定所及び労働局において毎年度、大変残念なことに、書類等の誤廃棄や紛失等の人為的なミスによる事故が発生しております。これについて、既に対策はおとりだと承知しておりますが、どのような再発防止策をおとりになっているのかについて、具体的に御説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省 私ども労働基準行政において把握しております事故の件につきましては、23ページからの「過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」というところに書かせていただいておりますが、実はこれは労働基準行政だ

けではなくて、いわゆるハローワークなどの職業安定行政や雇用環境・均等行政のほうも含めた形で書かれております。

個人情報に関連する重大事故は、この23ページ、24ページ、25ページに書いてあるうち、労働基準行政は全部で6件あります。例えば、中身を申し上げますと、23ページの27年度②労働基準監督署において、当該署の担当官がメールで送信する際に誤送信をしたというものです。それと、⑤が労働基準行政関係なのですが、石綿関連文書の一部を破棄してしまったというもの。それと、28年度の⑥労働基準監督署で証拠書9冊を誤廃棄してしまった。⑧労働基準監督署において、死傷病報告のつづりを誤廃棄してしまった。さらに、⑨労働基準監督署において、保存期間が満了した文書と一緒に満了していないものを誤廃棄してしまった。さらに、28年度の⑮労働局において、賃金台帳の写しを返戻するときに誤って交付してしまったというもの、全部で6件ございます。

これらにつきましては、それぞれの対応が、状況を分析した上で事案に応じた再発防止策を講じておりまして、具体的には24ページに書かせていただいておりますけれども、例えば27年度の②が、先ほどメールの誤送信と申し上げましたけれども、誤送信防止対策の徹底を当該署のみならず、労働局全体として実施するとか、⑤の石綿文書を廃棄してしまったものにつきましては、本省で通達を出し直して、石綿文書については永年保存の常用のものだという整理をして、誤廃棄がないように徹底をした。その中身について、監査・監察で実施状況を確認したり、文書管理研修、職員研修を実施することによってそれらの手続を適正に行うように再度指示をしたというものでございます。

あと、28年度の⑥、やはり労災関係の証拠書類の誤廃棄ですけれども、廃棄文書と廃棄でない文書の選別を確実にを行うために、確認を複数で行うとか、労働基準監督署であった事故ですけれども、労働局で管理の徹底を指示したとか、あと、⑧死傷病報告つづりの誤廃棄については、やはり廃棄文書と廃棄文書リストの突合をきちんと行うとか、⑨は保存年限を踏まえた文書管理を徹底するというところで、廃棄予定文書にほかの文書が紛れていないか管理者で確認をするというようなこととか、25ページ、⑮写しの誤交付の再発防止策の徹底として、書類を返却するときの基本動作の徹底を注意喚起したというような形で、それぞれ全国で起きている事象について原因を分析し、特定し、再発防止策を講じてきているところでございます。

結果として、労働基準行政につきましては、29年度は個人情報の重大事故に関するものは発生しないところまで来たということでございます。ですが、当然これは非常に重大な事故であると考えておりますので、今後とも気を引き締めてやっていきたいと思っております。

私のほうからは、実は毎年度の全国の管理者会議、課長会議を招集したときにも、この辺の誤廃棄、誤交付、誤送信、そういったものの手引き、手順に基づく取扱いを徹底するように指示したところでございます。

以上でございます。

○堀部委員長 具体的に説明していただきまして、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、これまでも申し上げておりますが、御説明いただいた内容をはじめとしたリスク対策については確実に実行していただくとともに、不断のリスク対策の見直しを行いまして、よりよい体制整備に努めていただきたいと思います。

また、特定個人情報の取扱いに当たりましては、職員に対して実務に即した教育・研修を確実に実行していくことが重要ではないかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、質疑応答はここまでとしまして、本評価書については、説明内容を踏まえて審査を進めることといたします。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。御退出ください。

○厚生労働省 どうもありがとうございました。

(厚生労働省出席者退出)

○堀部委員長 引き続き、福西企画官から説明をお願いします。

また、具体的内容については、事務局からお願いします。

○福西企画官 ただいま厚生労働省から概要説明を頂き、質疑応答をさせていただいたところでございますが、今回、厚生労働省の評価書につきましては、情報提供ネットワークシステムやマイナポータルに係る変更のみであり、評価実施機関、リスク対策を評価書に追記しないことから、並行して事務局で評価書の審査を進めてまいりましたので、引き続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性につきまして、事務局から精査結果を説明していただきまして、承認するかどうかの御審査をお願いいたします。

○堀部委員長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 それでは、資料3-2に基づきまして、審査表の説明をさせていただきます。

表紙をおめぐりいただきますと目次がございますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また「労災年金情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているかを審査いたしまして、いずれも問題は認められない、または該当なしとしています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきましては、15ページをご覧ください。こちらの主な考慮事項（細目）の74番では、評価実施機関における個人情報に関する事故の再発防止に係るリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査いたしまして、所見としまして、個人情報の漏えい防止の研修の実施、再発防止のための業務手順の見直し及び徹底、所属長等や労働局等から職員や管下の組織へ個人情報の漏えい防止についての周知・指示対応を行い、再発防止に取り組んでいること等が具体的に記載されているとしています。

続きまして、16ページ上段の「総評」をご覧ください。これまでの主な考慮事項におき

まして、いずれの審査結果も問題は認められない、または該当なしということでしたので、総評として次の3点を記載しています。(1)として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められない。(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められない。(3)として、評価実施機関における個人情報に関する事故の再発防止に係るリスク対策について具体的に記載されているとしています。

続きまして、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。案といたしまして4点記載させていただいていますが、(1)として、リスク対策について評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があります。(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があります。(3)として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。(4)として、情報漏えいに対するリスク対策につきまして、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載させていただいています。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御質問、御意見がありませんので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、「労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 全項目評価書」を承認することとします。

事務局におきましては、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。よろしく申し上げます。

○福西企画官 厚生労働省に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

次に、議題4、その他です。

日本私立学校振興・共済事業団の全項目評価書の公表について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告いたします。

日本私立学校振興・共済事業団が作成しました「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書」につきましては、第66回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、

評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、6月22日付けでマイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

報告は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等がありますでしょうか。

それでは、報告をありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務省課長 次回の委員会でございますが、7月17日火曜日の10時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。